決議案第１号

地方行財政の充実強化に関する決議

我が国は、人口急減、超高齢化という極めて深刻な課題に直面しており、生産年齢人口の減少は､都市自治体の経済･財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、人口戦略を国の最優先課題に位置付け、国と地方が一体となって総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

こうした中、都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、社会保障関係費や人件費の増大、物価高騰や金利上昇への対応を始め、地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化など、様々な課題に対応するために必要な財政需要は増加の一途にあり、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方分権の趣旨に基づき、地方行財政を始め地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力の下に十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映するとともに、合意形成の上施策を実施すること。

　また、国の責任で行われるべき事業の実施や新たな制度の創設又は見直しに伴い地方負担や地方税等の減収が生じる場合には、地方の意見を十分に反映した必要な財政措置を、国の責任において確実に講じること。あわせて、都市自治体の事務負担が軽減されるよう、必要な方策を講じること。

２．我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

３．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国と地方の税源配分「５対５」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

４．年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築すること。

　また、地方財政に大きな影響を与える税制改正を行う際には、社会保障制度における財源確保の点も踏まえつつ、地方交付税の原資も含め代替財源を確保するなど、地方財政への影響に十分配慮し、丁寧に行うこと。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

５．地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課

税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め、地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、更には東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

６．地方の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、引き続き、財源調整機能と財源保障機能を強化するとともに、その総額を確保・充実し、臨時財政対策債に頼らない財政運営の確立を図ること。

また、基準財政需要額の算定に当たっては、地方単独事業も含めた社会保障経費の増嵩を始め、各都市自治体の実態を的確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

７．社会保障関係費や人件費の増大、物価高騰や金利上昇への対応を始め、避けがたい歳出の増加が見込まれる中、地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策、社会インフラの老朽化対策、防災・減災、国土強靱化対策の強化等の重要課題への対応に加え、発注における適切な価格転嫁の実施に伴い、都市自治体の財政需要は増大していることから、財政支援を拡充すること。また、単独事業も含め、これらに必要な経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を増額確保し、充実すること。

８．物価高騰等に直面する事業者、子育て世帯及び教育保育施設、生活困窮者及び社会福祉施設等に対し、支援の充実強化を図ること。

９．米国の関税措置に伴い、地域経済の中核を担う中小企業等においては業績が停滞・悪化し、経営及び雇用の面で悪影響が生じることが見込まれるため、適切な支援を必要に応じて行うとともに、法人市民税や個人市民税の減収、さらに、法人事業税交付金や地方消費税交付金等の減が生じる都市自治体に対し減収補填を行うなど確実な財政支援を行うこと。

１０．固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する市町村財政を支える極めて重要な基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

１１．国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう十分な予算の確保、補助率の引上げや、補助単価等を現下の人件費・資材価格高騰等の実態に即して改善するなど、財政支援を強化するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

１２．社会全体のデジタル化の更なる推進を図るため、都市自治体におけるシステムの整理、標準化及び共通化に当たっては、必要な支援や十分な財政措置を講じること。特に、システム標準化については、各種通知書や納付書、証明書等において市民や事業者にとって見やすく分かりやすい表記となるよう仕様を速やかに改善すること。また、市民や事業者の利便性向上とともに、国・県等への調査報告に必要なデータ抽出機能等、自治体共通機能について、標準仕様として実装すること。さらに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費については、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づく取組を進めるとともに、

国が主体となって関係者との協議を更に実施し、より低廉な料金設定などにより、移行前の運用経費を上回る負担額が生じないよう財政措置を確実に講じること。

１３．都市自治体が、地域の実情に応じた地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

地域未来交付金については、これまで取り組んできた地方創生施策を継続的かつ安定的に実施できるよう、十分な予算確保を図ること。中でも、拠点整備事業については、近年の急激な資材費等の高騰により、ハード整備費用が急激に上昇している状況を踏まえ、国費の上限額の増額を図ること。

１４．物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金について、緊迫化した中東情勢による燃料価格の変動リスクの影響を受ける住民生活及び地域産業に対する支援措置を強化し、直接的な負担軽減となる柔軟なメニューを拡充すること。

１５．地方税共通納税システムでの地方税統一ＱＲコードを活用した納付について、収納コストの縮減及び各納付事業者間の手数料の差をなくす観点から、地方税共同機構において各納付事業者との手数料引下げ交渉を進めること。

１６．金融機関口座振替等収納に係る手数料、地方税共同機構への負担金、法改正に伴うシステム改修費、各種通知に要する郵送料に加えて物価高騰、賃金上昇など、増大する市町村民税・道府県民税の賦課徴収コストに対し、道府県にも応分の負担増となるよう個人道府県民税納税義務者数に乗じる単価を見直し、道府県民税徴収取扱費を増額すること。

１７．住民の安全で安心な暮らしを実現するため、下水道事業における管渠の老朽化対策などについて、十分な財政支援を講じること。

１８．ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないことから、現行制度を堅持すること。

１９．ふるさと納税制度については、住民税の減収により都市自治体における行政サービスの安定的な提供に著しい影響があることから、制度の抜本的な見直しを行うこと。

また、ワンストップ特例制度における所得税控除相当額の個人住民税減収分については、全額国費による財政措置を講じること。

２０.人口減少に伴う地域経済の縮小や深刻な担い手不足の問題に対応するため、女性、高齢者、外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。

２１．外国人が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、国において司令塔機能を強化し、主体的に取り組むとともに、外国人に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、日本語初期指導教室の制度化や日本語指導等が必要な児童生徒に対応した教員の加配など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、十分な財政支援を講じること。

２２．国民健康保険制度について、安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効

ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策については、国庫負担の導入等により拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

また、国保に係る制度の見直しに当たっては、保険者の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

２３．都市自治体が独自に実施している医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、全て廃止すること。

２４．重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）を継続的に実施できるよう補助基準額や補助率を維持し、安定的かつ恒常的な財政措置を講じるとともに、事務手続の簡略化を図ること。

また、生活困窮者自立支援制度を基軸とした新たな包括的な支援体制の整備について、現在の多機関協働事業等の手法を踏襲できる十分な財政規模となるよう支援の拡充を図るとともに、その整備手法が確立されるまで、厚生労働省が示した期間については、多機関協働事業等の補助基準額や補助率を維持し、安定的かつ恒常的な財政措置を講じること。

２５．地域住民の生命と健康を守る拠点である公立病院・公的病院等について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、物価・人件費高騰等の社会経済情勢を適切に反映した柔軟な診療報酬改定や緊急的な財政支援、不採算部門への交付金及び医療提供体制の維持に必要な支援など、十分な財政措置を講じること。

２６．医療機関が実質的な自己負担とし経営を圧迫する仕入れに係る消費税分について、軽減税率の対象とし、仕入税額の還付を受けられるよう制度を改善すること。

２７．障害者地域生活支援事業について、自立支援給付費と比較して著しく少なく、都市自治体の財政負担増となっている実態を改善し、持続可能な運営とするため、国庫補助基準額の大幅な引上げを図ること。

２８．予防接種法の改正による定期予防接種の種類の増加に伴う都市自治体の財政負担を軽減するため、国費及び地方財政措置による更なる財政支援を図ること。

２９．亜炭鉱の廃坑対策を推進するため、民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を早期に創設すること。

また、ハザードマップ作成等に当たっては、採掘許可権者である国が所有する各種情報の提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国は技術的知見から積極的に参画すること。

３０．公共施設等の集約化、複合化、転用及び除却等を着実かつ計画的に進めるため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化、事業対象の拡大及び集約化・複合化等を伴わない施設の除却事業についても元利償還金に対する地方交付税措置を講じるなど、財政措置の更なる拡充を図ること。また、令和６年度以前に実施した施設の除却を行う事業に対する経過措置を継続すること。

さらに、跡地利活用推進のため、開発許可等が必要な場合にあっては手続の緩和・迅速化、用途変更に係る規制の見直し、税負担軽減措置の導入を図ること。

３１．地域未来戦略の実現に不可欠な基盤である高速道路・幹線道路、リニア中央新幹線を始めとする交通ネットワークの整備を促進するとともに、地域公共交通の持続的かつ安定的な運営のための積極的な支援を行うこと。

３２．社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、事業進捗の遅れや都市自治体の超過負担が発生することのないよう、採択要件の緩和とともに、物価高騰を踏まえた必要かつ十分な予算を確保すること。

３３．学校施設は児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所の役割も担うため、都市自治体が小・中学校等の施設整備（老朽化対策、防災機能強化、教育環境向上等）を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

３４．ＧＩＧＡスクール構想の更なる展開に向け、今後見込まれる端末の更新・拡充、通信環境改善費、クラウド環境の更新整備など維持管理、改善費用などについて、ＩＣＴ教育における地域格差が生じないよう、国の責任において、引き続き国費による恒久的かつ十分な財政支援を講じること。

また、ＬＴＥモデルタブレット端末の通信費等運用経費に対して財政支援を講じるとともに、通信事業者に対し端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

３５．円滑な学校部活動の地域展開を図るため、地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金を継続及び拡充すること。

３６．給付付き税額控除については、国家的観点から新たに創設する制度であることから、国が中心となって実施すること。その制度設計に当たっては、利用者目線に立ち、シンプルなものにすること。その事務の執行に関して、地方に協力を求める場合には、地域の実情を加味した対応ができるよう国と地方の間で十分な協議を行い、適切な運営とするための支援を行うこと。あわせて、地方が提供する行政サービスに影響が出ないよう、国において、地方の財政負担の全額について必要な財源を確実に措置すること。

３７．地方消費税を含む消費税については、その４割近くが地方の貴重な税財源であることから、地方における社会保障の安定財源の確保とともに、持続可能な地方税財政基盤を確立していく上で重要な役割を担っている。消費税率を引き下げる場合には、代替財源を確保するなど、地方財政に影響が生じないよう十分な措置を講じること。

３８．国勢調査などの各種統計調査の実施に当たっては、調査環境の変化に伴い実地調査の負担が拡大していることから、調査員確保対策の充実を図るほか、調査員の事務負担を軽減するため、デジタル技術や行政資料を広範に活用し、調査の依頼から回答まで完全オンライン化するなど、都市自治体の負担を減らすよう統計調査手法の抜本的見直しを行うこと。

以上決議する。

令和８年１０月３０日

東海市長会

決議案第２号

防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

近年、地震や津波等による大規模な災害が発生するとともに、各地で記録的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害が頻発化し、人的・物的被害が激甚化するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、道路、河川、砂防、上水道、下水道等の社会資本整備に係る予算・財源を例年以上の規模で確保すること。特に国土強靱化実施中期計画をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

なお、同中期計画については、実施すべき防災インフラの整備・管理やライフラインの強靱化等の対策が継続して実施できるよう必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

２．南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設及び救援・復旧を支える道路などのインフラを早期に整備すること。

３．台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂地等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

４．都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債を恒久化すること。また、対象事業の拡充とともに財政措置の一層の充実・強化を図ること。

以上決議する。

令和８年１０月３０日

東海市長会

決議案第３号

こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化に伴う人口減少の加速化は、経済活動における供給及び需要の縮小、社会保障機能の低下をもたらし、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させる、国の存続そのものに関わる問題である。

それには、子育て世代の経済的・精神的負担感など、将来への不安を払拭し、結婚やこどもを産み育てることに対する多様な価値観を尊重しながらも、若者が希望どおりに結婚し、こどもを産み育てることができる環境整備に向けて、こども・子育て施策を充実強化し、少子化の傾向を反転させる必要がある。

こども・子育て施策の実施に当たっては、国と地方が手を携えて取り組むことが肝要であり、真に実効性ある取組が展開できるよう、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、地方の意見を反映する必要がある。

また、「こども未来戦略」に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施にあっては、国と地方の適切な役割分担の下、地方が安心して取り組めるよう、制度や経営資源を充実する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．こども・子育て施策の抜本強化に向け、多様な保育サービスの拡充、こども医療費助成制度の創設など、国が全国一律で行うべき取組については、こども・子育ての基本となるべき施策に地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保すること。あわせて、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供できるよう、都市自治体独自の取組についても、計画的にサービスを提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

２．こどもに係る国民健康保険料（税）の均等割額を軽減する支援制度については、対象年齢の拡大が支障なく実施できるよう国による十分な支援を行うこと。

３．「こども・子育て支援加速化プラン」に掲げる施策の実施に伴う保育需要の増大に対応するため、都市自治体の行う地域の実情に即した幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する十分な財政措置を国の責任において講じること。

また、人材確保を確実なものとするため、保育士等に係る全体の給与を底上げする抜本的な改革を行うこと。

４．保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師等の確保や育成、補助制度の拡充など、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要するこどもの保育所等における受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、補助制度の拡充など十分な財政支援を講じること。

５．「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化））」については、令和９年度以降の財源を国の責任において安定財源で確実に確保し、都市自治体に格差が生じる

ことがないよう、別枠での財政措置を確実に行うとともに、中学校給食への速やかな展開を図ること。

また、支援の基準額については、昨今の物価上昇や地域の実情を的確に反映し、毎年調査を行うことにより、実態との乖離がない適正な額を設定し、早期に明らかにすること。

以上決議する。

令和８年１０月３０日

東海市長会

決議案第４号

情報漏えいの防止及び二次被害防止対策の強化に関する決議

サイバー攻撃の高度化・巧妙化やクラウドサービス等の利用拡大に伴い、個人情報の漏えい事案が全国で相次いでいる。

個人情報を保有・管理する国、都市自治体及び事業者には、情報漏えいを未然に防止するための安全管理措置を徹底し、万一の事案発生時には、被害範囲の特定、対象者への通知、被害拡大の防止及び再発防止を迅速に行う責任がある。

同時に、漏えいした情報が特殊詐欺やなりすまし等に悪用される二次被害を防ぐため、市民に対して正確かつ具体的な情報を提供するとともに、相談・救済体制を充実させる必要がある。

ついては、市民の個人情報、財産及び安全を守るため、国の主動により下記事項を強力に推進するよう要望する。

記

１．都市自治体が、情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施できるよう、専門人材の確保・育成、技術的支援及び必要な財政措置を講じること。また、クラウドサービスや委託先における事案を含め関係機関による迅速な情報共有と連携体制を強化すること。

２．都市自治体が、市民への注意喚起、情報モラル教育及び防犯教育を継続的に実施できるよう、広報資材の提供、専門家の派遣及び必要な財政措置を講じること。

３．情報漏えいが発生した場合又はそのおそれがある場合に、市民がとるべき対応、注意事項及び相談先を示した国民向けガイドラインを策定し、広く周知すること。

併せて、市民からの問い合わせや、特殊詐欺、なりすまし等の二次被害に迅速かつ専門的に対応できるよう、公的相談窓口及び被害者支援体制を強化すること。

４．不正アクセスや情報漏えい事案に迅速かつ高度に対応するための専門的な組織において、ダークウェブ等における漏えい情報の監視強化や、通信事業者と連携した詐欺メール・電話のネットワーク側でのブロック機能の普及など、市民を直接的な被害から守る包括的な対策を推進すること。

以上決議する。

令和８年１０月３０日

東海市長会